

我々は、コンサルタントに関し“ご相談受付時点で”下記に基いて守秘解釈を進めます

ご依頼企業者様（以下「甲」という。）及び株式会社上島 TCS 事務所、（以下「乙」という。）は、相互に授受される秘密情報の取り扱いについて、次のとおり秘密保持の解釈にて進めます。

第1条 （目的）

甲及び乙は、可能性の検討を目的として（以下「本目的」という。）、それぞれ自らの裁量によりに必要と認められる範囲で、相手方に対し、秘密情報（第2条第1項に定義する。）を開示する。

第2条 （定義）

- 「秘密情報」とは、甲又は乙が相手方に対し、①秘密である旨を指定して書面又は電磁的方法により開示する情報、②口頭、実演、上映、投影、その他書面又は電磁的情報を提供しない方法で開示する情報であって、当該秘密情報を開示するに際し、秘密である旨を相手方に告知し、かつ、開示後30日以内に、当該情報の内容を取りまとめて秘密である旨を書面により相手方に通知した情報、及び、③交付するサンプル等の有体物であって、交付の際に秘密である旨を書面で通知したものをいう。ただし、以下の各号のいずれかに該当するものを除く。
 - ① 開示される以前に、相手方が知得していたもの
 - ② 開示された時に、すでに公知であったもの
 - ③ 開示した以降に、相手方の帰責事由なく、公知となったもの
 - ④ 相手方が、正当な権利を有する第三者（相手方以外のすべての者をいう。以下も同様。）から守秘義務を負うことなく合法的に取得したもの
- 「開示者」とは、秘密情報を相手方に開示する当事者をいう。
- 「受領者」とは、秘密情報を相手方から開示された当事者をいう。
- 「知的財産権」とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、回路配置権、回路配置権の設定の登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、育成者権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含むが、これらに限定されない。）及び商標権、並びに、これらのいずれかに相当する日本国外の法令に基づく権利をいう。

第3条 （秘密保持義務）

- 受領者は、本目的のために開示者から開示された秘密情報、並びに、開示者と本目的に係る検討、交渉を行っている事実及び本契約の存在を、厳に秘密として保持し、開示者による事前の書面承諾を得ない限り、第三者に対して、開示又は漏えいしてはならず、また、開示者による事前の書面承諾を得ない限り、秘密情報を本目的以外のために用いてはならない。
- 受領者は、自己の役員又は従業員のうち本目的のために秘密情報を知る必要がある者に対し、本目的のために必要な範囲内でのみ、秘密情報を開示することができる。
- 受領者は、開示者による事前の書面承諾を得た場合に限り、自己の〔子会社/親会社/関係会社〕のうち本目的のために秘密情報を知る必要があるものに対し、本目的のために必要な範囲内でのみ、秘密情報を開示することができる。
- 第2項の規定に基づき、又は、開示者による事前の書面の承諾を得て、秘密情報を開示した甲又は乙は、当該情報を開示した第三者をして本契約に定められた自己の義務と同等の義務を遵守させるものとし、かつ、当該第三者の行為について全責任を負う。
- 国又は地方公共団体の機関から秘密情報の開示を命じられた場合、受領者は、これに応じるために当該機関に対して必要最小限の範囲内において、秘密情報を開示することができる。この場合、開示者に対し、当該命令を受けた旨を、合理的に可能な範囲で、速やかに通知する。

第4条 （知的財産権）

- 1 甲及び乙はいずれも、相手方の秘密情報に依拠して、発明、考案、著作物その他の知的財産権の目的となるもの（以下「発明等」と総称する。）を得た場合には、相手方に対し速やかに通知し、また、当該発明等に関する知的財産権の帰属及び取扱いを別途甲乙間で協議のうえ決定するものとする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する発明等に係る知的財産権は、その発明等をなした当事者に単独で帰属するものとする。
 - (1) 各当事者が本契約締結日前から保有するもの。
 - (2) 各当事者が、本目的を遂行する過程で、相手方から提供された秘密情報に依拠せずに独自に創出又は取得したもの。

第5条 （確認事項）

- 1 開示者から受領者に開示された秘密情報に係る一切の権利及び利益は、開示者に帰属するものとし、受領者に対する秘密情報の開示により、知的財産権その他一切の権利及び利益が受領者に譲渡されるものではなく、また、実施許諾、使用許諾その他いかなる権限も受領者に与えられるものではない。
- 2 甲及び乙は、本契約が、本目的を遂行するに際して当事者間で開示される秘密情報の取扱いにつき定めるものであって、当事者間における物品の売買、役務の提供若しくはこれらの予約その他いかなる取引又は本解釈に定めのない事項を約定するものではないことを確認する。
- 3 甲及び乙はいずれも、自己を開示者とする秘密情報について、正確性、有効性、安全性、特定の目的への適合性又は知的財産権の非侵害その他いかなる事項についても何ら責任を負わない。
- 4 甲及び乙は、本解釈により、いかなる意味においても相手方に対する秘密情報の開示義務を負うものではないことを確認する。

第6条 （秘密情報の返還・廃棄）

開示者から要求があった場合、受領者は、開示者から開示を受けた秘密情報（複製・複写等を含む）を、開示者の指示に従い返還し、又は廃棄する。

第7条 （差止め）

甲及び乙は、相手方が、本解釈に違反し、又は違反するおそれがある場合には、その差止め、又はその差止めに係る仮の地位を定める仮処分を申し立てることができるものとする。

第8条 （有効期間）

- 1 本解釈は、別途契約をもって契約締結日から5年間、有効に存続する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別途契約の終了後においても、別途契約の有効期間中に開示等された秘密情報については、別途契約の終了日から5年間、本解釈の規定（本条第1項を除く。）が有効に適用されるものとする。

第9条 （紛争の解決）

- 1 本解釈に定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本契約に関連する紛争が生じた場合には、甲及び乙は、誠意をもって協議の上、円滑に解決を図るものとする。
- 2 別途契約に関する知的財産権についての紛争については、[札幌]地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

●●年●月●日相談受付日より